

# 令和8年度「広報くしろ」配布業務仕様書

## 1 業務内容

令和8年度「広報くしろ」（以下「広報紙」という。）の配布業務を行う。

## 2 配布の範囲および方法

釧路地域（阿寒・音別地域は除く）全世帯への戸別配布（配布方法は、契約業者の業務形態に一任する）。ただし、明らかに空き家及び配布を希望しない世帯には配布しないこと。

## 3 広報紙の規格等

### (1) 規格（くしろ市議会だよりを含む）

タブロイド判 16頁～24頁

### (2) 発行

広報紙は毎月1回の年12回（2026年（令和8年）5月号～2027年（令和9年）4月号）発行。

くしろ市議会だよりは原則年4回（5月、8月、11月、2月）発行。

## 4 配布予定部数

76,000部/月

20頁以内8回、24頁以上4回を予定

## 5 配布実施日

2026年（令和8年）5月号（配布時期は2026年（令和8年）4月末）～2027年（令和9年）4月号（配布時期は2027年（令和9年）3月末）。

市が指定する日までに配布すること。

## 6 配布条件等

市民から電話やファクシミリ等により連絡のあった配布漏れなどの苦情や問い合わせ等に速やかに対応する体制を整えること。

配布業務の実施にあたっては、別紙『「広報くしろ」配布業務要領』に基づき忠実に履行すること。

## 7 履行に関する報告

契約業者は、各月の配布業務を完了したときは、その旨を業務履行後5日以内に市に報告すること。